

集団回収の登録団体を募集します

回収量に応じて奨励金を交付します

集団回収は、市へ事前登録をした子供会、自治会、老人会などの団体が紙類などの再生資源を回収して、資源回収業者へ売り払うことで、市が回収量に応じて奨励金を交付するものです。

地域のコミュニティづくり

集団回収は、市民参加のリアル活動として、大きな成果を上げるとともに、活動により得た、売り払い金や奨励金を団体の活動費に充てることができ、地域コミュニティづくりに寄与しています。お住まいの地域や集まりなどで団体を構成し、集団回収を始めてみませんか。

奨励金
下の表のとおりです。
対象となる再生資源
家庭から出された紙類、金属類、アルミ類、空きびん類、繊維類に限ります。
詳しいことは、環境課にお



子供と保護者が協力して集団回収

新三琴平育成会

新宿三丁目、琴平町を回収場所として、育成会の会員や町会の役員を中心とした約30人で活動しています。

新三琴平育成会会長の粉山さんは、集団回収について「子供と保護者が一緒に集団回収することで、地域にどんな子供がいるか分かるし、地域の子供同士、学年を超えて知り合える良い機会です」と話していました。

この団体では、年4回、紙類（新聞、段ボール、雑誌、雑がみ）、アルミ缶、スチール缶などの回収をしています。回収日などの周知は、回覧板や、回収日当日、交通指導に合わせて広報車により地域内を巡回してお知らせをしています。

集団回収日には、地域内を数ブロックに分け、子供と保護者が一緒に地域内の各玄関先に出された再生資源を回収して回ります。

集団回収で得られた奨励金については、育成会の運営費などに充てられ、地域の活動に活用しています。

ひとり親家庭への手当を充実

児童扶養手当の加算額が変わります

8月1日から児童扶養手当の第2子および第3子以降の加算額を左表のとおり増額することになりました。

また、第1子の手当額につ

	子供2人目の加算額	子供3人目以降の加算額（1人につき）
現行	定額 5,000 円	定額 3,000 円
8月 から	5,000 円～ 10,000 円 (所得に応じて 決定されます)	3,000 円～ 6,000 円 (所得に応じて決 定されます)

夏休み中に予防接種を

まだ予防接種していない人は早目にお受けください。
対象者と予防接種種類
▼平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれⅡ麻しん風しん混合（2期）
▼小学校6年生Ⅱ二種混合
▼高校3年生相当Ⅱ日本脳炎（2期）

対象者には通知と予診票を配布済みです。予診票を紛失した人や転入した人には、健康づくり課又は各保健センターで予診票を発行しますので、母子健康手帳を御持参ください。
問い合わせは、健康づくり課（☎471152）へ。

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は御相談ください

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合には、「免除」又は「猶予」される制度があります。

障害基礎年金などの受給資格を確保

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格を確保できます。

免除（全額免除・一部免除）申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額又は一部免除になります。

納付猶予申請

これまで30歳未満の若年者に限定されていましたが、平成28年7月から平成37年6月末までの時限措置として、対象者が50歳未満（学生除く）まで拡大されました。

国民年金のお知らせ

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

なお、免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の受給額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は追納されないと反映されません。

保険料の免除・納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、前年度に全額免除・納付猶予が承認されており、継続申請を希望されている人は不要です。

所得の申告はお忘れなく

これらの申請の審査は前年所得を基準としますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。

手続きは、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。
問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）又は桐生年金事務所（☎442311）へ。

不妊治療費一部助成します

医師が認めた不妊治療費の一部を助成します。

対象＝医療保険に加入し、申請日に市税の滞納がなく、1年以上、市内に居住する夫婦

治療期間＝平成29年3月31日（金）

助成額＝保険診療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1。ただし、「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」に該当する場合は、対象医療費総額から県の助成額を差し引いた額の2分の1で、10万を上限とし、同じ年度内に1回、通算5回までです。

申し込み＝健康づくり課に申請書を提出してください。申請用紙は、健康づくり課に有ります。

問い合わせは、健康づくり課（☎47-1152）、新里保健センター（☎74-5550）、黒保根保健センター（☎96-2266）へ。

